

「地域計画」の概要

（「地域計画」の正式名称 「地域農業経営基盤強化促進計画」 ）

『人・農地プラン』から『地域計画』へ

<「中心的経営体」から「農業を担う者」へ>

これまで

人・農地プラン

（地域農業の将来の在り方）

法定化

今 後

地域計画

（地域農業の将来の在り方 + 目標地図）
目指すべき将来の農地利用の姿を明確化

10年後の
農地利用の姿

- ※ 地域計画は、市町村が令和7年3月末までに策定、公告を行います。
- ※ 地域計画は、一度策定して終わりではなく、策定後も地域農業の実態に
応じて随時更新（年1回以上）し、完成度を高めていきます。

～ 目 次 ～

	(ページ)
1 「地域計画」策定の考え方	2
2 「地域計画」、「目標地図」とは	3
3 「人・農地プラン」と「地域計画」の違い	4
4 「地域計画」のイメージ	5
5 「目標地図」のイメージ	6
6 「地域計画」の変更	7
7 「地域計画」の軽微な変更	7
8 農地転用、公用転用の取り扱い	8
9 基盤整備実施地区における換地処分により耕作者が変わる場合の取り扱い	9
10 協議(話し合い)の場を設けない簡易な方法	9
11 「地域計画」からの除外、変更等を判断するための早見表	10
12 岩見沢市における「地域計画」に関するお問い合わせ先	12
(参考) 「地域計画」に関連する国の補助事業等	13

1 「地域計画」策定の考え方

地域農業の将来の在り方を検討

地域の関係者が一体となって話し合いを行います

地域計画

農地を次の世代に着実に引き継いでいくためには

農地を誰が利用し、どのようにまとめていくのか

地域農業をどのように維持・発展させていくのか

地域内外から農地の
受け手を幅広く確保

農地バンクを活用した
農地の集約化

目標地図

地域の話合いと農地の出し手・受け手の意向を踏まえて、10年後の農地利用の姿を地図上に示すもので、地域計画に添付されるものです。
(目標地図の素案は、農業委員会が作成)

10年後、誰がどの農地を耕作するのか

耕作できない農地はどこか など

2 「地域計画」、「目標地図」とは

地域計画は、地域の意向を取りまとめ公表するものです

□ 地域計画

地域の農業者の皆さんの話し合いにより策定される、地域の将来の農地利用を明確化した設計図です。

- ※1 地域計画は、地域の農地をどう守っていくのかという視点で策定します。
- ※2 地域計画は、地域での協議（話し合い）の場を土台に策定します。
- ※3 関係者（農地の貸し手、借り手）以外に個人情報が入った地域計画を見せることはありません。
（不特定多数の者が閲覧する場合には、氏名等を伏せて閲覧いたします）

□ 目標地図

農地1筆ごとに、10年後「農業を担う者」がどの農地で耕作するのかを示した地図です。

- ※1 目標地図は、10年後の利用者を位置付けるものです。
- ※2 目標地図は、権利設定の予約・成立を目指すものではありません。
（権利設定のタイミングは、目標年度（10年後）までに柔軟に調整できます）
- ※3 目標地図に位置付けられた者が「農業を担う者」となります。
地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置付けるにはできる限り本人の同意が必要とされており、岩見沢市及び岩見沢市農業委員会では、昨年12月に岩見沢市農業委員会が実施しました「農業経営（農地）の意向に関する調査」にご回答いただいた方は「地域内の農業を担う者一覧」に位置付けし目標地図に掲載いたします。
（意向調査未提出の方は、令和7年1月末までに岩見沢市農業委員会に意向調査票を提出することにより「地域内の農業を担う者」として位置付けることができます）

- ✦1 地域計画の期間は、基本構想の期間と同様におおむね5年ごとに、その後10年間について定めます。
- ✦2 地域計画策定後は、農地利用集積計画が廃止となります。
- ✦3 「農業を担う者」に位置付けられていない場合は、令和7年度以降、農業経営基盤強化準備金を積み立てることができなくなります。

3 「人・農地プラン」と「地域計画」の違い

	「人・農地プラン」	「地域計画」
目 的	中心的経営体(担い手)に農地を集積していく将来方針	地域農業の将来の在り方の計画
対象農業者	中心的経営体 ↓ R7 年 3 月末まで 【担い手】 ■ 認定農業者 ■ 認定新規就農者 ■ 集落営農組織 ■ 基本構想の目標所得水準達成者	農業を担う者 ↓ 【担い手】 ■ 認定農業者 ■ 認定新規就農者 ■ 集落営農組織 ■ 基本構想の目標所得水準達成者 + 【多様な経営体】 ■ 中小・家族経営 ■ 兼業農家 ほか + 【受託を受けて農作業を行う者】 ■ 農作業受託のサービス事業体
地 図		10年後の農地の姿(耕作者)を明確化した「目標地図」を作成

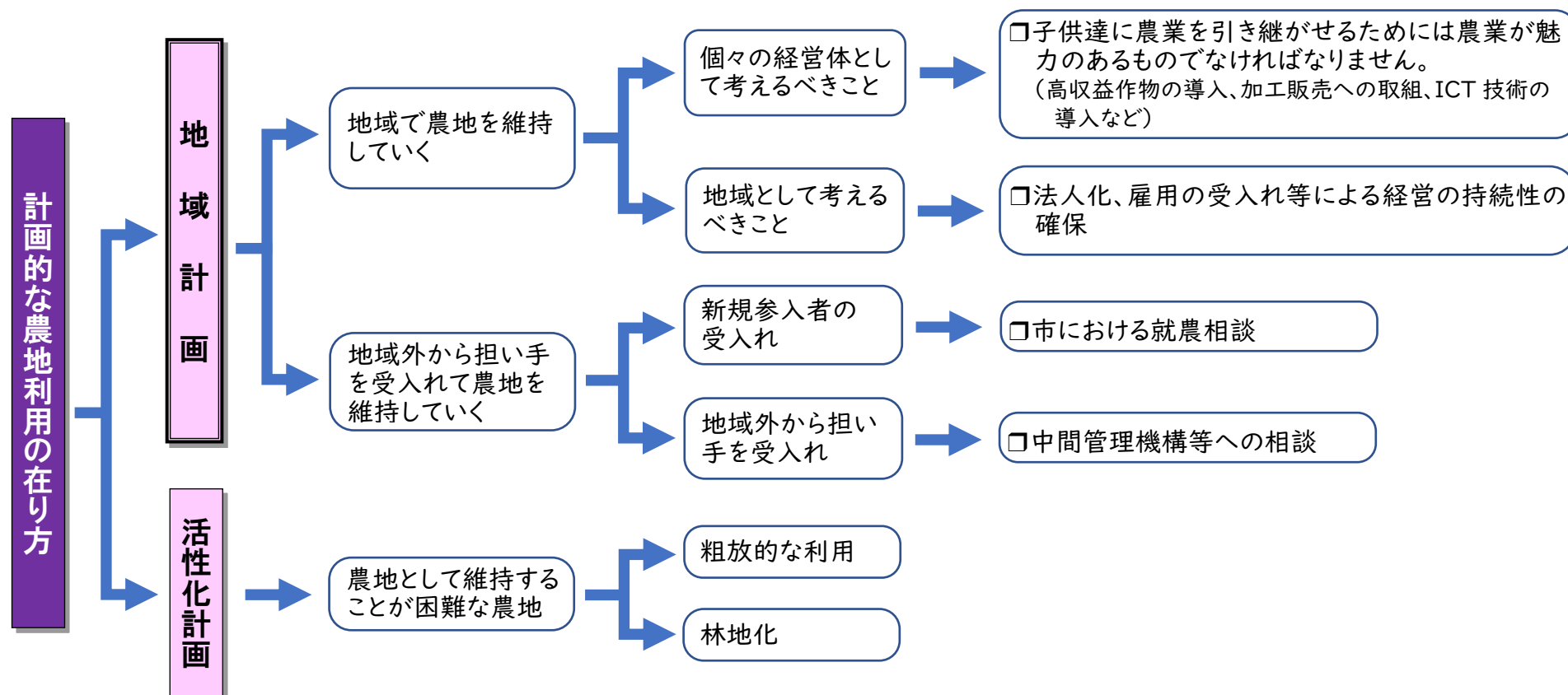
4 「地域計画」のイメージ

□ 地域計画策定時点での考え方

➡ まずは個々の経営体で地域の農地を維持していきましょう。

□ 将来に向けての考え方

➡ 耕作している農業者の意向を尊重しながら農地の集約化に向けて、農地バンクを活用し目標地図に位置付けられた農業者に農地を集積していきましょう。



5 「目標地図」のイメージ

担い手への農地集積率が高い地域は、
現状地図を目標地図とすることができます。

地域計画
策定時点

当初の目標地図

現況地図

①	③	④
①	⑤	②
⑥	⑦	②

意向調査の結果

① 拡大	③ 現状維持	④ 縮小
① 拡大	⑤ 現状維持	② 拡大
⑥ 縮小	⑦ 現状維持	② 拡大

将来の目標地図

数年後

①	③	②
①	⑤	②
①	⑦	②

10年後

①	①	②
①	⑤	②
①	⑦	②

耕作者が変更した場合に地域計画（目標地図）を更新し、完成度を高めます

- 規模縮小者⑥の農地は、
①の担い手農家に移譲
- 規模縮小者④の農地は、
②の担い手農家に移譲

- 現状維持③の農地は、
①の担い手農家に移譲

□ 目標地図は5年ごとに10年後の姿を描くために見直しを行います。

6 「地域計画」の変更

農地を転用する場合や耕作者が変更する場合などは地域計画の変更が必要です。

☐ 事前に協議（話し合い）が必要なもの

- 農業用の利用に供されない農地転用 **農業外の利用**
- 農家住宅建設のための農地転用 **農業外の利用**
- 公共事業（公用転用）が予定されている農地 **農業外の利用**

☐ 事後にまとめて協議（話し合い）を行えるもの

- 耕作者の変更
（相続に伴う場合、農地の売買・賃借に伴う場合、換地処分に伴う場合）
- 農業用施設設置のための農地転用 **農業上の利用**

7 「地域計画」の軽微な変更

☐ 軽微な変更とは、地域計画の変更（案）に関して、変更手続き〔協議（話し合い）〕は必要だが、**関係機関の意見聴取や公告・2週間の縦覧が不要**とされている変更で、以下の場合となります。

- ① 区域の名称又は地番の変更
- ② 農用地等を利用する農業を担う団体の法人化による変更
- ③ 相続に伴う変更
- ④ 実質的な変更を伴わない変更
（例：作物の変更、有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更、任意記載事項の変更、基盤整備や地籍調査等による面積変更、田畑転換、経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など）

8 農地転用、公用転用の取り扱い

① 農地を農業以外に転用する場合（一時転用を除く）

- ➡ 事前に地域計画の区域から除外しておかなければ、農地転用が行えません。
- ➡ 地域計画の区域から除外後、農用地区域からの除外や転用許可手続を行ってください。

② 一時転用を行う場合

- ➡ 地域計画の区域から除外する必要はありません。（変更不要）

③ 農地に農業用施設を設置する目的で農地転用を行う場合

- ➡ 地域計画の区域から除外する必要はありませんが、岩見沢市のホームページにて意見聴取を行い地域計画の変更を行う必要があります。（農用地➡農業用施設用地）

④ 農家住宅を建設する場合

- ➡ 事前に地域計画の区域から除外しなければ、農家住宅を建設することはできません。
- ➡ 地域計画の区域から除外後、農用地区域からの除外や転用許可手続を行ってください。

⑤ 公共事業（公用転用）が予定されている場合

- ➡ 公共工事で道路用地等の買収予定地がある場合は、あらかじめ地域計画の区域から除外しておく必要があります。

9 基盤整備実施地区における換地処分により耕作者が変わる場合の取り扱い

換地処分により耕作者が変わる場合は、経営形態計画図を目標地図とすることができます。

10 協議（話し合い）の場を設けない簡易な方法

岩見沢市では、あらかじめ農業者や関係機関の合意を経た上で、簡易な方法として、原則次の変更は協議（話し合い）の場を設けず、岩見沢市のホームページ（パブリックコメント）にて意見聴取を行うこととします。

- ① 相続に伴う耕作者の変更
- ② 農地の売買・賃借等に伴う耕作者の変更
（地域内の農業を担う者一覧の変更を含む）
- ③ 個人経営体の法人化に伴う耕作者の変更
（耕作面積が変わらない場合）
- ④ 換地処分に伴う耕作者の変更
- ⑤ 農地転用に伴う地目の変更
 - ・ 農地を農業以外の用途に転用する場合
 - ・ 農地に農家住宅を建設する場合
 - ・ 農地に農業用施設を設置する場合
 - ・ 農地に道路等を設置するなどの公用転用を行う場合
- ⑥ 地域計画（本体）の記載事項、目標地図の変更 など

11 「地域計画」からの除外、変更等を判断するための早見表

項 目		地域計画策定時に決まっているもの		地域計画策定後に決まったもの			
		あらかじめ地域計画から除外しておくもの	地域計画に含めるもの (除外しないもの)	地域計画の変更が必要なもの			地域計画の変更が <u>不要</u> なもの
				事前の変更が必要なもの (協議の場を設定)	事後に変更が可能なもの		
						関係機関の意見聴取、変更(案)の公告・縦覧が <u>不要</u> なもの	
軽微な変更	区域の名称又は地番の変更				◎	◎	
	農用地等を利用する農業を担う団体の法人化				◎	◎	
	相続に伴う変更				◎ 簡易な方法	◎	
	実質的な変更を伴わない変更 (基盤整備や地籍調査等による面積変更、田畑転換など)				◎ 簡易な方法	◎	
耕作者の変更	当初の計画と異なる方が農地を耕作することになった場合				◎ 簡易な方法		
	耕作者が一時的に変わる場合						◎

※ **簡易な方法** とは、原則として協議（話し合い）の場を設けず、岩見沢市のホームページにおいて意見聴取が行える変更。

項 目		地域計画策定時に決まっているもの		地域計画策定後に決まったもの		
		あらかじめ地域計画から除外しておくもの	地域計画に含めるもの (除外しないもの)	地域計画の変更が必要なもの		地域計画の変更が <u>不要</u> なもの
				事前の変更が必要なもの (協議の場を設定)	事後に変更が可能なもの 関係機関の意見聴取、変更(案)の公告・縦覧が <u>不要</u> なもの	
農地転用	農地を農業以外の用途に転用する場合(一時転用を除く) 農業外の利用	◎		(農業用の利用が図られない転用は、事前に地域計画の変更(地域計画からの除外)が必要です) ◎ 簡易な方法		
	一時転用の場合					◎
	農地に農業用の施設を設置する目的で転用する場合 農業上の利用		↓ ◎	農業用施設用地として目標地図に位置づけ ↓ ◎ 簡易な方法		
	農地に農家住宅を建設する目的で転用する場合 農業外の利用	◎		(農業用の利用が図られない転用は、事前に地域計画の変更(地域計画からの除外)が必要です) ◎ 簡易な方法		
	地域計画の区域外の農地を転用する場合					◎
公共事業	公共事業(公用転用)が予定されている農地 農業外の利用	◎		(農業用の利用が図られない転用は、事前に地域計画の変更(地域計画からの除外)が必要です) ◎ 簡易な方法		

12 岩見沢市における「地域計画」に関するお問い合わせ先

ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ内容

＜お問い合わせの例＞

- 1 地域計画、目標地図とはどのようなもの？
- 2 どうすれば「農業を担う者」になれるの？
- 3 「農業を担う者」にならなければ不利益があるの？
- 4 目標地図の耕作者が変わった場合はどうするの？
- 5 基盤整備事業の換地処分によって耕作者が変わった場合はどうするの？
- 6 現在の農地に農業用施設を建てる場合はどのような手続きが必要なの？
- 7 現在の農地に農家住宅を建てるにはどのような手続きが必要なの？

etc

お問い合わせ先

地域計画全般に関すること



岩見沢市農務課農業経営係
(TEL 0126-35-4467)

又は

目標地図に関すること
(耕作者の変更、農地転用など)



岩見沢市農業委員会事務局
(TEL 0126-35-4778)



(参 考)

「地域計画」に関連する国の補助事業等

※ 国の補助事業等を活用する場合には、事前に地域計画に「農業を担う者」として位置付けられていることを要件としている補助事業等が多くあります。

「農業を担う者」に位置付けられていない方で、国の補助事業等を活用したい方は、「意向調査票」を農業委員会事務局に提出することにより「農業を担う者」位置づけることができます。

令和6年度地域計画と各種補助事業等との連携（令和6年度予算、令和5年度補正予算）

R6.4時点

	事業名	概要	問合せ先
1	特定地域経営支援対策事業のうち沖縄農業対策事業	沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第2班
2	担い手確保・経営強化支援事業のうち担い手確保・確保強化支援対策	地域計画が策定されている地域等において、意欲的な取組により経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手育成班
3	飼料自給率向上緊急対策事業のうち飼料生産組織の規模拡大支援	飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、飼料生産組織の規模拡大、中山間地域における飼料増産活動、国産飼料の販売拡大・広域流通体制の構築等の取組を支援します。	畜産局 飼料課 振興班
4	農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室 担い手支援第1班
5	機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金	地域のまとまった農地(地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む)の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。	経営局 農地政策課 集積支援グループ
6	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	地域計画の区域内の集出荷貯蔵等の産地の基幹施設の導入を支援します。	農産局 総務課 生産推進室
7	農地耕作条件改善事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室
8	農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策	中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。	農村振興局 農村政策部 地域振興課 荒廃農地活用推進班
9	経営継承・発展等支援事業	地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が行う、経営発展の取組を支援します。	経営局 経営政策課 担い手企画班
10	集落営農活性化プロジェクト促進事業	多様な農業人材からなる集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。	経営局 経営政策課 組織経営グループ
11	農業経営基盤強化準備金制度	経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取組を支援します。	経営局 経営政策課 経営税制グループ

	事業名	概要	問合せ先
12	農地中間管理機構事業のうち農地売買等支援事業、支援法人事業	農地バンクの事業及び現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します また遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行う取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。	経営局 農地政策課 集積支援グループ
13	新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち経営開始支援資金、初期投資促進事業	次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。 また、経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。	経営局 就農・女性課 就農支援グループ
14	スーパーL資金金利負担軽減措置 農業近代化資金金利負担軽減措置	経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強力に支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。	経営局 金融調整課 経営・災害金融グループ
15	農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業	目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る全保証期間の保証料を免除するための補助金を交付します。	経営局 金融調整課 農林漁業信用基金班
16	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶の改植等)	茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援します。	農産局 果樹・茶グループ 茶業班
17	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(茶)	園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。	農産局 果樹・茶グループ 茶業班
18	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(果樹)	園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班
19	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹経営支援対策事業(整備事業)及び果樹未収益期間支援事業	果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、それに伴う未収益期間における幼木の管理等の取組を支援します。	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班
20	農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策(農山漁村発イノベーション推進事業(農山漁村発イノベーション創出支援型)のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業)) 農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策(農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型))	農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、地域資源を活用した商品・サービス開発、農林水産物加工・販売施設等の整備等を支援します。	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 地域資源活用推進班
21	持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	畑作産地において、病害虫の発生、需要の変化、労働力不足等に対応するため、サツマイモ基腐病等の病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担軽減、環境に配慮した生産体系の確立、豆類・そばの安定生産体制の強化、砂糖の需要拡大等の取組を支援します。	農産局 地域作物課 地域作物第4班

	事業名	概要	問合せ先
22	国内肥料資源利用拡大対策事業	肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援します。	農産局 技術普及課 国内肥料資源班 農業環境対策課 土壌環境保全班
23	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業	スマート技術導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する都道府県等コンソーシアムの実証の取組等を支援します。	農産局 果樹・茶グループ 果樹振興班
24	担い手確保・経営強化支援事業のうち新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策	認定農業者や多様な農業人材が連携して行う新たな担い手の早期収益確立に向けた実務指導など地域の生産基盤の維持・強化に繋がる取組を支援します。	経営局 経営政策課 組織経営グループ
25	新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業	地域における就農相談体制の整備、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備、先輩農業者等による新規就農者の技術面等のサポートに加え、社会人向けの農業研修の実施を支援します。	経営局 就農・女性課 農業教育グループ
26	鳥獣被害防止総合対策交付金	農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化への取組等を支援します。	農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 鳥獣被害対策推進班
27	園芸産地における事業継続強化対策	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画(BCP)の策定を支援します。また、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援します。	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 施設園芸対策班
28	甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業	さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、病虫害への対応や地域ぐるみで生産性を向上させるための取組を支援するとともに、分みつ糖・いもでん粉工場の労働力不足の改善に向け、省力化による労働生産性向上の取組等を支援します。	農産局 地域作物課 地域作物第1班
29	持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業のうち作付体系転換支援事業	麦、大豆、飼料用米など戦略作物の生産性向上の取組、品種開発者、種子場、実需者の連携のもと、ニーズのある輸出用米、中食・外食向け等品種の種子の生産・供給体制の構築に向けた取組を支援します。	農産局 穀物課 豆類班
30	国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち麦・大豆生産技術向上事業	実需と連携し、麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入等を支援します。	農産局 穀物課 麦生産班、豆類班
31	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業産地づくり推進 みどりの食料システム戦略対策交付金のうち有機農業産地づくり推進事業	有機農業の生産から消費まで一貫し、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく、産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組を支援します。	農産局 農業環境対策課 有機農業調整班

	事業名	概要	問合せ先
32	みどりの食料システム戦略推進交付金のうちSDGs対応型施設園芸確立	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、環境負荷低減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応し、環境負荷低減と収益性向上を両立したモデル産地を育成する取組を支援します。	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 施設園芸対策班
33	稲作農業の体質強化総合対策事業のうち米の超低コスト生産支援	今後、輸出等の新たな需要への的確な対応を通じて需要拡大を図りつつ、農業者の所得を確保し、稲作農業の体質を強化するため、米の超低コスト生産に向けた取組を支援します。	農産局 穀物課 稲生産班
34	高温対策栽培体系への転換支援	高温環境に適応した栽培体系への転換に向けて、地域の実情や品目に応じた高温耐性品種や高温対策栽培技術を迅速に産地に導入するための実証等を支援します。	農産局 穀物課 稲生産班
35	コメ新市場開拓等促進事業	需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米(パン・めん用の専用品種)の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。	農産局 企画課 水田農業対策室 土地利用型農業推進班
36	畑作物産地形成促進事業	水田における畑作物の導入・定着により、水田農業から需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。	農産局 企画課 水田農業対策室 土地利用型農業推進班
37	持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち大規模契約栽培産地育成強化事業	実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用野菜の契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援します。	農産局 園芸作物課 園芸流通加工対策室 園芸流通加工第1班
38	持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進のうち地域公募事業	物流2024年問題に対応した花き流通の効率化、需要のある品目の安定供給を図るための品目の転換や導入、病害虫被害の軽減などの産地の課題解決に必要な技術導入、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けたPR活動等の前向きな取組を支援します。	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 花き振興第1班
39	農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策	中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。	農村振興局 農村政策部 地域振興課 事業指導班
40	農業競争力強化基盤整備事業	農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 水資源課 水利施設強靱化班
41	飼料増産・安定供給対策	飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、飼料生産組織の人材確保・育成の取組、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等の取組を支援します。	畜産局 飼料課 総務班
42	多面的機能支払交付金(地域資源保全管理構想)	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。	農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
43	中山間地域等直接支払交付金(集落戦略)	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。	農村振興局 農村政策部 地域振興課 直接支払業務班

農業経営基盤強化準備金制度について (重要なお知らせ)

令和5年12月

重要なお知らせ

令和7年度以降※、農業経営基盤強化準備金を積み立てる場合、

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画**において**農業を担う者として位置づけられていることが必須**となります。

地域における話し合いへの積極的な参加をお願いします。

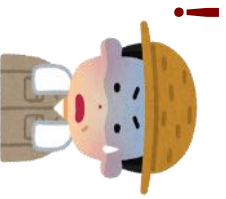
必須

令和7年度の地域計画に農業を担う者として位置づけられない場合どうなるの？

農業経営基盤強化準備金を積み立てることができなくなります。

※ 令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金制度の延長が認められることが条件となります。

では、どうしたらいいの？



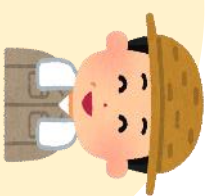
地域計画において担う者として位置付けるよう相談してください。



市町村



〇〇地区の農業を担う者として位置づけ



積立が可能となります。

地域計画



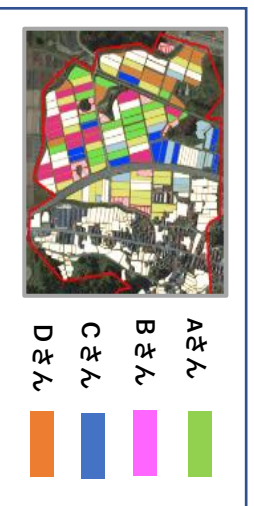
<地域計画とは>
人・農地プランを土台に**将来の地域農業や農地利用を地図で分かりやすくした計画**※です。

※令和5年4月から令和7年3月までの2年間で策定します。

具体的には、

- ① 甲地区のように原則一筆ごとに位置付ける地図から、
- ② 乙地区のように検討中のエリアについては、複数の候補者を記載することも可能です。

甲地区



乙地区



地域計画（目標地図を含む）は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくものです。**（最終的には甲地区のようになります。）

（お問合せ先）
ご不明な点には地方農政局又は
県域拠点までにお問い合わせく
ださい。

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索

